

裁判員制度に関する憲法的考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石川, 多加子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/9640

裁判員制度に関する憲法的考察

石川 多加子

L'etude Constitutionnel sur l'institution de "SAIBANIN"

Takako ISHIKAWA

目次

- 一. はじめに
- 二. 公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利と刑事法の改正
 - I 公判前整理手続
 - II 部分判決制度
 - III 被害者参加制度
- 三. 裁判員の諸権利と裁判官の独立
 - I 思想及び良心の自由、信教の自由
 - II 参政権
 - III 裁判官の独立
- 四. おわりに
- 一. はじめに

今般の司法改革は、一九九七年十一月、自民党が司法制度特別調査会を設置したことに始まる。その後、一九九九年七月には、

司法制度改革審議会が発足し、同審議会は、二〇〇一年六月に、意見書「21世紀の日本を支える司法制度」を発表し、その中で裁判員制度の導入を示唆している。一連の改革において、裁判員制度の創設は、いわば第一の目玉であろう。

同制度に付いては、二〇〇九年五月までの開始予定を前にして今なお、実際の選任手続や（一）、条文の理解を巡り、混乱が続いている状況にある。「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下、『裁判員法』と略）六七条一項の規定——「前条第一項の評議における裁判員の関与する判断は、裁判所法第七十七条の規定にかかわらず、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による」——に関し、二通りの解釈が可能であるという指摘は、その代表例である。すなわち、裁判員六人全員が無罪を、裁判官三人が有罪を主張する場合、評議不成立とも、無罪になるとも、いずれにも読み得るのである（二）。

最高裁判所と法務省は、二〇〇七年度予算で、裁判員制度の「広報啓発」に約一七億円を計上した。各地の裁判所、検察庁及び弁護士会が、同制度の周知徹底の為、市民向けの模擬裁判や説明会の開催に奔走する様は、新聞等もしばしば報じているところであ

る(3)。

二〇〇七年一月には、最高裁判所が実施した「裁判員制度全国フォーラム」に、共催の新聞社が人材派遣会社等に依頼し、日当を支払って参加者を募っていた事実が世論から非難を浴びたのは、記憶に新しい(4)。また、裁判員制度専用法廷の新設等、設備整備に要する各地方裁判所の改修費は約二二〇億円であり、「広報啓発」費と併せると二四〇億円近くにも上る(5)。

しかしながら、最高裁判所が二〇〇七年四月に行った調査においては、裁判員に参加する際の障害に付き、仕事への影響を挙げた人は三〇パーセントを超えた。また、五〇パーセントが「人の人生を左右するような仕事で精神的負担が重い」とし、また、四四パーセントが「有罪、無罪の正しい判断をする自信がない」と答えており、一般有権者の中では、「裁判員になる事への心理的抵抗感」が未だ根強いという事実が明らかになっている(6)。

我が国が膨大な経費と労力を費やしなが、国民の理解や共感を得られない裁判員という制度につき、そもそも司法制度改革審議会意見書(以下、『意見書』と略)は、「司法の国民的基盤をさらに強固なものとして確立すべく、国民の司法参加を拡充するための方策」として講じられるものであり、「広く一般の国民が、裁判官と共に、責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度」と位置づける(7)。成る程、国会や内閣に比し、裁判所には国民の意思が直接には反映され難い。また、職業的裁判官は社会的常識に疎いから、および有権者の感覚とはかけ離れた判断をするかもしれない(?)。従って国民の司法参加を促進することが、とりもなおさず健全な司法運営に資する結果にも繋がる。とは言え、『意見書』に対する疑問——何故、「国民の司法参加」は、裁判員制度の実施でなければならぬのか。国民は、事実認定のみならず、法令の適用や

量刑まで(裁判員法六条一項)、強いられなければならないのであるか——は、氷解しないままである。

この疑問は、『意見書』が司法改革を、「規制緩和等の経済構造改革等」と同列に見ていることと恐らく無縁ではなからう。すなわち、「国民の一人ひとり、統治客体意識から脱却し、自律的にかつ社会的責任を負った統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画し、この国に豊かな創造性とエネルギーを取り戻そうとする志」の一つの具体化としての裁判員制度がよって立つのは(8)、自由主義・競争原理の思想であり、現代憲法が目指す弱者保護としての人権保障という考えではない。

近時、同制度に関して、反対論や違憲論が相次いで主張されている(9)。本稿では、これらの議論も踏まえ、被疑者及び被告人、裁判員若しくは裁判員資格者の基本的人権という観点から、論じていきたいと思う。

註

- (1) 日本経済新聞二〇〇六年一月一八日、二〇〇七年五月二四日。
- (2) 東京新聞二〇〇七年七月一五日、日弁連ニュース一三三号(二〇〇七年七月三〇日)。
- (3) 例えば、日本経済新聞二〇〇六年一月一六日、二〇〇七年六月二日等。
- (4) 読売新聞二〇〇七年一月三〇日。
- (5) 日本経済新聞二〇〇六年一月二日、二〇〇七年一月二三日。
- (6) 日本経済新聞二〇〇七年四月二日。
- (7) 司法制度改革審議会『意見書——21世紀の日本を支える司法制度——』(二〇〇一年六月一二日)。

(8) 『前掲書』

(9) 例えば、西野喜一『裁判員制度の正体』(二〇〇六年、講談社)、高山俊吉『裁判員制度は知らない』(二〇〇六年、講談社)、井上薫『司法は腐り人権滅ぶ』(二〇〇七年、講談社)。

二、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利と刑罰法の改正

裁判員が担当する事件は、周知のように、殺人罪(刑法一九九条)や現住建造物放火罪(同法一〇八条)を初め(表1参照)、「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件」を主とする(裁判員法二条一項)。その理由に付き、『意見書』は、裁判員制度の「円滑な導入のために」、「国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい『法定刑の重い重大犯罪』から始めるのが適当である」としている(1)。しかし、「法廷刑の重い重大犯罪」に限定することが「円滑な導入」に結びつくか否かは必ずしも断じ得なからう。またたとえ、百歩譲ってそうであったとしても、被告人に保障される適正手続や(憲法三一条)、「公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利」(同法三七条)を担保にしまで、裁判員制度の「円滑な導入」を計らなければならないのであろうかという疑問が生ずる。

しかも裁判員法は、裁判員によると、職業裁判官によると、いずれの裁判を選ぶかという選択の余地を被告人に与えていない。「新たな参加制度は、個々の被告人のためというよりは、国民一般にとつて、あるいは裁判制度として重要な意義を有するが故に導入するものである以上、訴訟の一方当事者である被告人が、裁判員の参加した裁判体による裁判を受けることを辞退して裁判官

表1 罪名別に見た裁判員制度対象事件数(平成15年~18年)

罪名	年次			
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
総数	3,646	3,791	3,633	3,111
強盗致傷	1,042	1,140	1,111	939
殺人	819	759	690	642
現住建造物等放火	382	357	322	331
強盗致死傷	363	316	274	240
傷害致死	268	229	205	181
強制わいせつ致死傷	145	166	132	161
強盗強姦	132	197	165	153
覚せい剤取締法違反	87	145	118	125
強盗致死(強盗殺人)	113	136	123	72
危険運転致死	62	38	43	56
偽造通貨行使	78	151	244	40
銃砲刀剣類所持等取締法違反	34	23	37	40
通貨偽造	38	53	76	30
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反	-	2	6	18
集団強盗致死傷	-	-	14	16
保護責任者遺棄致死	9	8	8	14
麻薬特例法(略称)違反	8	20	19	14
麻薬及び向精神薬取締法違反	26	28	10	13
逮捕監禁致死	6	5	7	11
その他	34	18	29	15

1 特別法犯(刑法以外の犯罪)については、裁判員制度対象事件に限定した件数である。
2 上記事件数は、地方裁判所で受理した事件の概数である。同一被告人につき複数の起訴があった場合、起訴ごとにそれぞれ1件として計上している。

最高裁判所・裁判員制度ホームページ

http://www.saibanin.courts.go.jp/introduction/pdf/zaimei_betu.pdf

のみによる裁判を選択することは、認めないこととすべきである」とした『意見書』の結論を受けたものである(2)。ちなみに旧陪審法では、法定陪審事件と請求陪審事件の二種類を定め、前者に付いては辞退、後者には請求の取り下げを認めていたのとは大きな違いである(旧陪審法六条)。選択制の排除は、憲法三二条及び三七条が被告人に保障する職業裁判官による裁判を受ける権利を脅かすことになる。

I 公判前整理手続

憲法三二条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」とする。また、同法三七条一項は、三二条を受け、「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開

裁判を受ける権利を有する」と規定して、「特に刑事裁判について、公平・迅速・公開の要件が満たされる必要のあることを明示している(3)」。この内、公平及び公開の要件が、「公判前整理手続」(刑事訴訟法三一六条の二―三一六条の二七)の遂行により、欠ける疑いの生ずることを、まず議論する必要がある。それは他方で、裁判の公開原則(憲法八二条一項)という司法の重要原理をも侵すことになるのである。

公判前整理手続は、第一回公判期日前に争点や証拠を整理するもので(図1参照)、「第一回公判期日の前から、十分な争点整理を行い、明確な審理の計画を立てられるよう、裁判所の主催による新たな準備手続を創設すべきである」。充実した争点整理が行われるには、証拠開示の拡充が必要である。そのため、証拠開示の時期・範囲等に関するルールを法令により明確化するとともに、新たな準備手続の中で、必要に応じて、裁判所が開示の可否に付き裁定することが可能となるような仕組みを整備すべきである」とした『意見書』の提言に基づく(4)。裁判員制度導入後、同制度の対象事件においては、実施が義務的となる。

同手続は、裁判官、検察官及び弁護士が出頭して非公開で行われる。被告人の出席も可能であるが、後に述べるように、裁判員は参加しない。問題は、公判開始前に、「訴因又は罰条を明確にさせ」又、「公判期日においてすることを予定している主張を明らかにさせ」たり、或いは証拠調べの「請求に係る証拠について、その立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせる」点である(同法三一六条の五)。本来、これらは全て、冒頭手続、証拠調べといった公判期日の一連の過程において、公開の法廷でなされなければならない筈である(同法二九一条以下)。公判前に、非公開で行われるのは、「公平な裁判所」及び「公開裁判」の原則という二つの憲法上の要請に反すると言わねばなるまい。

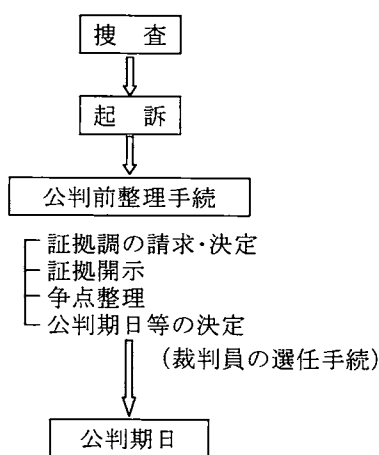


図1 公判前整理手続に付された訴訟

従来、「公平な裁判所」の意義については、解釈が分かれるところである。一つは、「裁判所の構成についての公平さの保障を指すもので、偏頗な裁判をする虞れのある裁判所構成員を除外して適法に構成された裁判所」とする立場である。除外・忌避・回避の制度(刑事訴訟法二〇―二六条、刑事訴訟規則一三条)をその具体化とする。裁判員制度においても、具体的事件において被告人や被害者と一定の関係にある者に付き、裁判員となれない旨の規定がある(裁判員法一七条)。又もう一つは、「裁判所の構成上の公平を要請するのみならず、訴訟手続の構成についても裁判所の公正さを担保するものであることを要請する」と解して、起诉状一本主義(同法二五六条)の採用を指摘する見解である。つまり、公平な裁判所とは、「裁判官に事件について予断と偏見を持たせない手続」と、「裁判所に第三者性を保障すべく、当事者主義的な手続」の両方を意味すると理解するのである(5)。適正手続(憲法

三一条)を徹底する意味において、後説が妥当であろう。

従って、憲法三七条一項が「予断と偏見から解放された第三者的裁判所」たる公平な裁判所を要求している以上(6)、公判前整理手続の採用は、憲法に反する結果とならう。裁判官が公判開始前に既に一定の判断を形成している可能性がある為に、刑事被告人の公平な裁判を受ける権利を侵害するのである。『意見書』は、同手続の創設に当たり、「予断排除の原則との関係にも配慮し」としているが、実効性は甚だ疑わしい。

また、公判前整理手続の実施により、被告人の反対尋問権及び証人喚問請求権が制限され兼ねないということも指摘しておく。憲法三七条二項は、「刑事被告人は、すべての証人に対して、審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制手続により証人を求める権利を有する」と定めるが、これは、被告人にとって不利な証言をする証人に対しては十全に反論する機会を、他方、有利な証言をする証人に付いては裁判所に喚問するよう請求し得る権利を保障する趣旨である。しかし、同手続に従うと、証拠開示の範囲が広がり、又、公判開始後の証拠の追加は制限を受ける。しかも、「裁判員にとって審理を分かりやすいものとするため、公判は可能な限り連日、継続して開廷し」(5)、「平均三日程度、大半の事件で一週間以内の判決が目標」とされるのである(6)。要するに、公判前整理手続を経て、三―七日で公判は終了し、判決の言い渡しがある。この極めて短期間の後に、新たな証拠が出現する可能性は無いのであろうか。

思うに、裁判員制度と公判前整理手続は、刑事裁判の迅速化ばかりを強調し、公正な裁判という本来的な要請を排除する内容になってしまっている。そもそも裁判の公正性と迅速性は矛盾するものではない。裁判が長期化すると、被告人や被害者側の精神的・経済的負担が増すばかりでなく、関係者の記憶が薄れ又は証拠が

散逸したりして、公正な裁判が望め得なくなる。つまり、公正な裁判を実現する一つの手立てとして迅速性が不可欠なのであって、迅速な裁判を追求する余り、公正性が犠牲になるとしたなら、本末転倒と言うより他はないのである。なお、同手続は、裁判員が担当しない事件においても活用されることにも留意しなければならない。

II 部分判決制度

次に、「部分判決制度」も、公正な裁判を受ける権利を脅かす可能性がある。同制度は、「裁判所に同一被告人に対する複数の事件が係属した場合に、裁判員の負担を軽減するため、一部の事件を区分し、区分した事件ごとに裁判員を選任して審理し、有罪・無罪を判断する部分判決をした上、新たに選任された裁判員の加わった合議体が、これ以外の被告事件を審理し、併合事件の全体について裁判をする制度」である(『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律』二〇〇七年五月三〇日公布・施行)。

例えば、被告人が二人を殺害した場合、A事件・B事件ごとに裁判員を選任する。A事件の裁判員は、A事件に付き有罪か無罪かだけを判断して(部分判決)、任務を負える。次に、B事件の裁判員が、B事件の事実認定を行った上で、引き継いだA事件の部分判決と併せて、全体の量刑を決定するというものである。職業裁判官は、全事件を通して、裁判を担当する(図2参照)。

このような制度に対しては、「裁判員がすべての審理は見ずに量刑を決めることを不安視する」のが当然である(7)。B事件の裁判員は、A事件の公判に立ち会わず、証拠も知らず、ただA事件の部分判決を手掛かりとして、被告人に科すべき適正な刑罰を判断し得るであろうか。事件の全容を確知しない裁判員が量刑を決

め得るのは、被告人の「公平な裁判所」で裁判を受ける権利を侵害することに他ならないのではないだろうか。

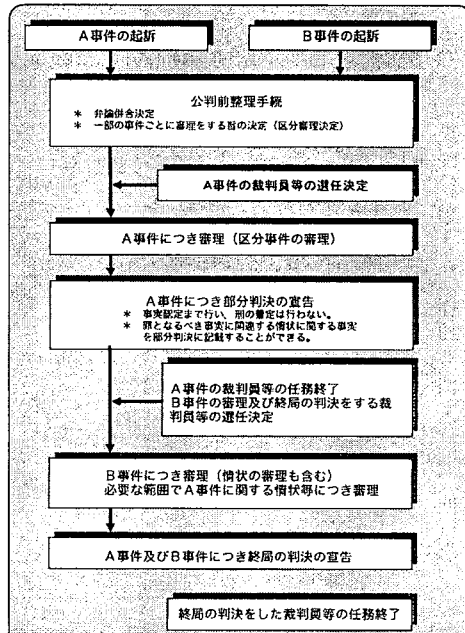


図2 部分判決制度における手続のイメージ

法務省 <http://www.moj.go.jp/SAIBANIN/Kaisei/html> より掲載

西野喜一教授は、A事件は有罪としたのに、B事件では無罪となつた場合に露呈する部分判決制度の「矛盾」を次のように指摘している。すなわち、B事件の裁判員は、「A事件の証拠を全然見ていないにもかかわらず」、A事件の裁判員が「有罪と言ったから」という理由で被告人は有罪だとその刑を宣告するわけです。こんなふうな証拠に基づかないで決めた判決で納得する被告人がいるでしょうか」(8)。

この「珍無類のリレー裁判」は、公判前整理手続と同様、裁判員の拘束日数を短縮することが目的である。正に、「証拠調べの結果を判断者全員で共有し、討議し、これにもとづいて適正な認定

をすることより、裁判員に過重な負担を負わせない方が重要だ」という発想でできて」いるのである(9)。

III 被害者参加制度

さらに、二〇〇八年に開始予定の「被害者参加制度」も同じく、裁判の公正性を損なう恐れがある。同制度は、二〇〇七年六月、第一六六回通常国会において成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法の一部を改正する法律案」に基づき、裁判員が担当する事件の他、強姦罪等(刑法一七六―一七八条)、業務上過失致死傷(同法二二一条一項)、逮捕監禁罪(同法二二〇条)、誘拐罪等(同法二二四―二二七条)に関し、裁判所に参加を申し出た被害者やその遺族等に、公判への出席、情状に関する事項についての証人に対する尋問、被告人に対する質問、証拠調べ終了後の意見陳述(求刑を含む)を認める制度である(図3参照)。同制度によつた場合、被害者参加人たる被害者らは、「法廷で検察官の脇に席を設けられ、被告に犯罪事実について直接質問することが認められる。被害者らが検察官と異なる量刑を提示することも認められる」ことになる(10)。

刑事訴訟法は既に、二〇〇〇年の改正により、「被害者等の意見陳述制度」を導入している。公判期日、被害者等に、事件に関する意見の陳述をなさしむるものであり(刑事訴訟法二九二条の二)、被害者参加制度は、「被害者等の生の声を被告人に伝える」手段を更に拡充するものと言えよう(11)。

犯罪被害者等に対する経済的補償や医療支援が重要な課題であることは確かである。実際、刑事被告人は、憲法に規定する人身の自由の各条項と、それを具体化する刑事諸法令によつて手厚く保護される一方、犯罪被害者等の権利保障については省みられることが少なかつたかもしれない。被害者等の意見陳述制度の創設

と共に、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に関する法律」が成立したのは二〇〇〇年であり、「犯罪被害者基本法」の制定は二〇〇四年である。

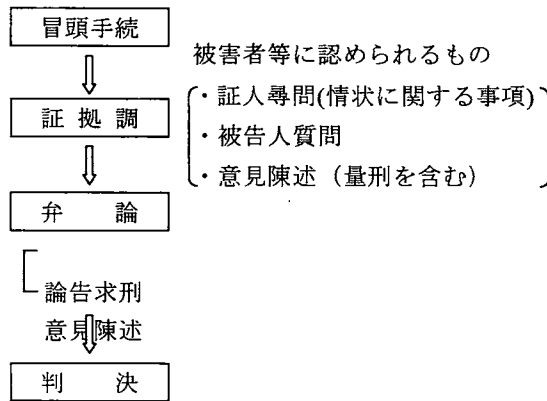


図 3 被害者参加の公判

しかしながら、犯罪被害者等の権利保護と、裁判への参加は、全く異質な問題である。前者はあくまで社会権的発想から議論すべきであり、言わば社会福祉・社会保障の一領域として捉えなければならぬ。被害者等の裁判への関与は、実質的に彼等の主観を量刑に反映させること——恐らく多くの場合は厳罰化——を意味する。一九九九年四月に山口県光市で起きた母子殺害事件の差し戻し控訴審において、被害者の家族が被告人に対し、「君の犯した罪は万死に値する。命をもって償わなければならない」と陳述したのは、その一例である(12)。罪刑が、客観的に見て均衡が

取れていなければならないのは、罪刑法定主義の当然の要請である。報復感情の充足は犯罪被害者等の権利保障という考え方は、近代刑法の原則にもとるものであって、憲法三一条及び三七条一項から、断じて是認し得ない。

とりわけ、裁判員が参加する事件においては、「公平な裁判所」の維持に付いては、危惧を抱かざるを得ない。参審制を採用しているドイツで、参審員の中立性に関し、「市民は裁判員に比べて感情に流されやすく、第一印象で結論を決めてしまう傾向がある。権限の大きさに見合った能力を備えた人は多くない」という意見がある(12)、我が国にも同じ状況があると思えるからである。最高裁判所が行った調査によれば、殺人犯に科す刑罰に関し、裁判員と比して、市民の方が重罰を求める傾向にあることが既に明らかになっている(13)。また、二〇〇七年九月初め、前記の母子殺害事件をめぐる、橋下徹弁護士がテレビ出演した際に、視聴者に対し、被告人の弁護士への懲戒請求を訴える発言をした。放送後、それに応じる形で、広島県等の弁護士会に、四〇〇〇件以上の同請求があったということは、記憶に新しい(14)。これらの事実は、少なからぬ「感情に流されやすい市民」の存在を端的に示したものであろう。

なお、犯罪被害者等の側も、被害者参加制度に対しては、決して諸手を上げて賛成という意見ばかりではない。「被害者と司法を考える会」(代表片山徒有氏)は、二〇〇七年三月に長勢甚速法務大臣(当時)及び法務省刑事局長に宛てた要望書の中で、被害者参加制度に付き、「検察官と共に訴訟に参加することにより、客観的な裁判の信頼性、公平性の確保について、被害者が責任を負うことになり、そのことは、被害者の被害者として振る舞う自由を制限することになります。このような役割を被害者に負わせることもまた新たな被害となるのです」と説明している(15)。

註

- (1) 司法制度改革審議会『前掲書』樋口陽一『佐藤幸治』中村睦男『浦部法穂共著』注釈日本国憲法上巻』(一九八四年、青林書院新社)七六九頁。
- (2) 司法制度改革審議会『意見書』。
- (3) 樋口陽一『佐藤幸治』中村睦男『浦部法穂共著』注釈日本国憲法上巻』(一九八四年、青林書院新社)七六九頁。
- (4) 司法制度改革審議会『前掲書』。
- (5) 芦部信喜編『憲法Ⅲ人権(2)』(一九八一年、有斐閣)一八六頁。
- (6) 芦部編『前掲書』一八六頁。
- (7) 司法制度改革審議会『前掲書』。
- (8) 日本経済新聞二〇〇五年一〇月三〇日。
- (9) 日本経済新聞二〇〇六年一月二一日。
- (10) 西野喜一『裁判員制度の正体』(二〇〇七年、講談社)、一一九ページ。
- (11) 西野『前掲書』一一八―一九頁。
- (12) 日本経済新聞二〇〇七年九月二一日。
- (13) 日本経済新聞二〇〇七年六月一日。
- (14) 日本弁護士連合会「被害者の参加制度新設に関し慎重審議を求める会長談話」(二〇〇七年三月一三日、日弁連ホームページ)。
<http://www.nichibenren.or.jp/A/opinion/stAtement/070313.html>
- (15) 日本経済新聞二〇〇七年八月一五日。
- (16) 日本経済新聞二〇〇六年三月一六日。
- (17) 日本経済新聞二〇〇七年九月九日。
- (18) <http://victimAndLaw.org/victimyousei20070307.pdf>

三、裁判員の諸権利と司法権の独立

周知の通り、有権者であれば裁判員としての被選任資格を有する(裁判員法一三条)。まず、毎年一二月に有権者名簿の中からくじ引きで翌年の裁判員候補者名簿を作成する(同法二三条)。次いで、六週前頃には対象事件毎に五〇―一〇〇人程度の候補者をくじ引きで選定する(同法二六条)。更に、選任手続当日の午前、候補者を呼び出して(同法二七条)、検察官及び弁護士出席の下(同法三二条)、裁判長によって質問を行い(同法三四条)、事件毎に六人の裁判員の選任を決定する(同法三七条)。同日午後より、初公判となる(同法四参照)。事件に関する不適格事由の他(同法一七条)、欠格事由(同法一四条)、就職禁止事由(同法一五条)、辞退事由(同法一六条)のいずれかに該当する者は、裁判員とならない。これら選任の過程と、裁判員としての職責においては、裁判員資格者及び裁判員の人権を侵害する種々の疑いが生ずるのである。

Ⅰ 思想及び良心の自由、信教の自由、幸福追求権

裁判員法一六条は、辞退の申し立てに関し、七〇歳以上の者や学生、重病人等の事由を挙げているが、「従事する事業における重要な職務」や「社会生活上の重要な職務」が具体的にどのような事例を意味するのかは必ずしも明らかではない。ちなみに、二〇〇七年五月、東京地方裁判所が行った模擬選任手続では、辞退事由として、「妻の出産予定日」・「海外出張がある」・「期間中に開かれる会議の意見書の取りまとめ責任者」・「ちょうど異動時期で業務の引き継ぎが多忙」等は認められた。一方、「一カ月後に海外留学を控え準備に忙しい」・「大学の非常勤講師として授業がある」という理由は受け容れられておらず(一)、辞退希望を是認するか否

かの判断には、裁判所の裁量がかなり働くものと推察し得る。

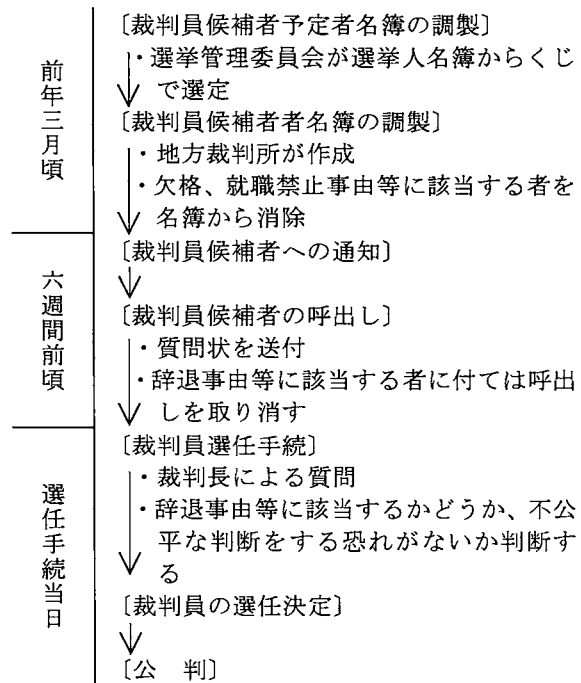


図 4 裁判員の選任手続

憲法上第一に問題としなければならぬのは、思想や良心に基づく場合に付いては何ら言及していない点である。憲法は、一九条で、思想及び良心の自由を保障しているが、「人の人生を左右するような仕事で精神的負担が重い」、或いは、「有罪、無罪の正しい判断をする自信が無い」といった理由で裁判員になりたくないと訴えても(1)、認められないのである。こういった主張は正に、思想や良心に関わっているものであって、明らかに憲法一九条に触れようし、同時に幸福追求権をも侵害する。また、宗教上の理由を有する者については同時に、信教の自由をも害するのである(憲法二〇条一項)。

司法制度改革審議会の意見書は、裁判員の選任方法・裁判員の義務等に付いて、「裁判員選任の実効性を確保するためには、裁判所から召喚を受けた裁判員候補者は出頭義務を負うこととすべきである」としている(2)。そして、裁判員法は、「実効性を確保するために」、選任手続・公判期日への不出頭に対して、「十万円以下の過料」を科して対処しようとしているのである(同法一一二条)。また、選任手続時の質問に対する陳述拒否、虚偽の陳述にも罰金若しくは過料が用意されている。更に、選任手続に先立って送付された質問票への虚偽記載に付いても同様である(同法一一・一一二条)。

裁判員候補者に良心的拒否を認めなければならず、罰則をもって裁判員の任務を強制するのは、憲法一八条が禁ずる「その意に反する苦役」を服させる場合に該当すると言わねばなるまい。その意味において、裁判員制度を「二世紀の赤紙召集」と称するのは正当である(3)。また、西野教授が「現代の赤紙」を免れる具体的な策を教示しているのは、徴兵令の布告(一八七三年)から同令の改正(一八八九年)頃までいわゆる徴兵逃れの手引書が多く出版されたという状況に相似しており(4)、肝胆寒い。

II 参政権

先に見たように、裁判員制度の導入は、「一般の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになり、「国民のための司法を国民自らが実現し支えていく」ことを目的とする(5)。「国民の司法参加」促進の為の手段が裁判員制度の創設だと言うなら、裁判員に就任し、その任務を行うのは、参政権の行使として理解することが出来る。

裁判員制度を、最高裁判所裁判官に対する国民審査権と同様(憲法七九条一・二・三・四項)、司法府への参政権を保障したものと

考えると、欠格事由及び就職禁止事由の規定が問題となる。裁判員法一四条は、義務教育未修了者、心身の故障がある者と並んで、「禁錮以上の刑に処せられた者」を欠格者として、裁判員になることを禁止している。禁錮以上の刑に処せられると、以降、司法権に対する参政権の行使が制限されるのである。

他方、公職選挙法は、選挙権及び被選挙権を有しない者として、成年被後見人の他、「禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者」と「禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることが出来なくなるまでの者（執行猶予中の者を除く）」、「収賄罪等」により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から五年を経過しない者またはその執行猶予中の者」及び選挙犯罪等で処罰された者を定めている（同法一一条・二五二条）が、いずれも期間を限定している。犯罪に関わったからといって、選挙権及び被選挙権は、以後生涯に渡って行使し得ない訳ではなく、「停止」するのには過ぎないのである。

公職選挙法の定めと比較しても、裁判員法一四条二号の規定は、「禁錮以上の刑に処せられた者」の裁判員就任権を不当に制限するものである。勿論、裁判員となる権利は、公務員の選定罷免権・被選挙権（憲法一五条）と同一ではない。しかしながら、裁判員制度が「国民の司法参加」を目的として謳う以上、裁判員に選任されてその職権を行うのもまた、実質において相違はない。参政権の一つである以上、憲法一五条一項と国民主権の原理から、十全に保障されなければならないのである。従って、「禁錮以上の刑に処せられた」という理由で終身参政権を剥奪する条項は、憲法一五条一項に反するとともに、不合理な差別に当たるから、同法一四条に違反する。

そもそも、真の「刑事司法制度の改革」実現には、裁判や犯罪

に関わった者の考えがむしろ、有用である場合がある。しかしながら、司法制度改革審議会意見書が掲げる刑事司法の目的——「公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を全うしつつ、的確に犯罪を認知・検挙し、公正な手続を通じて、事案の真相を明らかにし、適正かつ迅速に刑罰権の実現を図ることにより、社会の秩序を維持し、国民の安全な生活を確保すること」——では（6）、秩序維持を第一義と捉えており、公正な裁判の担保や人身の自由保障といった憲法上の要請は後退してしまっている。

ところで、二〇〇七年八月に最高裁判所が公表した試算によると、一年間に裁判員として選任されるのは、全国平均で四一六〇人に一人の割合となった（表2参照）。地方裁判所別では、大阪の管轄が最も高確率で、二五六〇人に一人が、反対に最も低いのは金沢で、一四八〇〇人に一人という結果である（7）。地域によってこれ程差が開くのは、裁判員に就任する権利を平等に保障していないこととなるから、憲法一五条一項及び一四条一項に反する疑いがある。

従来、「二票の格差」をめぐることは、訴訟も多く提起されているところであり、例えば、衆議院の議員定数に関して最高裁判所は、五対一（最大判一九七六年四月一四日民集三〇巻三号二二三頁）、四・四〇対一（最大判一九八五年七月一七日）という不均衡に対し、それぞれ違憲と判断している。裁判員選任における六対一という差については、参政権の平等な保障という見地からは、やはり憲法に反するというより他は無かる。

表 2 裁判員候補者となる割合 (地方裁判所別)

割合が高い地域		割合が低い地域	
大阪	0.24~0.49%	金沢	0.04~0.08%
千葉	0.24~0.48%	大分	0.07~0.14%
津	0.20~0.40%	松江	0.07~0.15%
高松	0.19~0.38%	秋田	0.08~0.16%
名古屋	0.19~0.38%	釧路	0.08~0.16%

最高裁判所ホームページ内「地方裁判所別に想定される裁判員候補者数とその選挙人名簿登録者数に占める割合の試算表(平成 18 年)をもとに作成。

III 司法権の独立

憲法七六条一項は、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」と定める。この条項をめぐっては、従来、主に陪審制との関連で解釈が分かれてきた。一つは、陪審制の採用を憲法は認めていないという考え方である。その理由として、七九条及び八〇条からも、司法権はすべて裁判所の行うところであることは明らかであり、裁判所は職業裁判官のみによって構成されると説明する。また、裁判官が陪

審の決定に縛られるのは、「この憲法及び法律にのみ拘束される」とした憲法七六条三項に反するもので、裁判官の独立を侵すとす。ちなみに、旧陪審法は、裁判所が「陪審ノ答申ヲ不当ト認ムルトキハ」、他の陪審の評議に付させることを可能にしていた(陪審の更新 同法九五条)。もう一つは、憲法は陪審制を是認しているとする立場で、司法権はすべて裁判所に属するとした規定は、必ずしも訴訟手続の全般にわたって裁判官以外の者の関与を認めない趣旨ではないと主張する。

上述した議論は、裁判員制度に関してもほぼ当てはまる。通説的見解である後者は、「被告人に陪審を辞する自由が認められ、かつ、裁判官が結論を下すという建前を崩さないならば」という条件付きで陪審制の合憲性を認めている点は、重要である(8)。つまり、陪審制違憲説・合憲説いずれの見地からも等しく、裁判員制については、憲法七六条・七九条・八〇条に反するという結論になるのである。これは、他面からすると、被告人に、職業裁判官による裁判を受ける権利を保障した三二条及び三七条一項にも反することは、前述した通りである。

ところで憲法は、裁判官に対し、極めて強固な身分保障をしている。執務不能の裁判若しくは公の弾劾による場合の他、罷免されることはないし、行政機関がその懲戒処分をすることは禁止されている(同法七八条)。また、定期に相当額の報酬を受け、かつ、在任中は減額されない(同法七九条六項・八〇条二項)。

一方裁判員は、裁判官と同様に、「事実の認定」・「法令の適用」・「刑の量定」を行わなければならない(裁判員法六条一項)。それにも関わらず、同制度の導入過程に於いて、その身分保障という面からの議論は殆どなされていないのが現状である。裁判員法及び二〇〇七年六月に制定された「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則」(平成十九年最高裁判所規則第七号)は、「裁判員等の保

護のための措置」として、不利益取り扱いの禁止（同法一〇〇条）や個人情報保護に関する手立て（同法一〇一・一〇二条、同規則四七条）を定めるのみである。また、経済面では、裁判員及び補充裁判員には一万円以内、裁判員候補者には八千円以内という一日当たりの日当と（同規則七条）、旅費の支給に付いて規定するにすぎない（同規則六・八・九条）。

要するに裁判員は、身分が保障されないのに、事件毎とは言え、裁判官とほぼ変わらない重い職責を果たすことが強いられるのである。そればかりか、「評議の秘密」その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときには、六ヶ月以下の懲役または五〇万円以下の罰金に処せられる。「評議の秘密」には、「裁判官若しくは裁判員の意見またはその多少の数」も含まれ、（同法一〇八条）この守秘義務は、生涯負い続けなければならない。

憲法は、公正な裁判の実現という重要な要請を実現すべく、司法権の独立を厳格に定め、実際に裁判を担う裁判官の身分を強く保障した。換言するなら、金銭面をも併せ、独立した地位を確保して初めて、裁判という重責を充分に果たし得るのである。『意見書』はもとより、裁判員法、最高裁判所規則は、裁判官と比較し、裁判員にはその身分保障という観点からの配慮がなされていないという矛盾に関し、何等説明をしていない。従って、裁判員に「事実の認定」・「法令の適用」・「刑の量定」を行わせるのは酷であるばかりでなく、裁判官の独立を侵害するものと言わねばならない。

なお、裁判員制度の円滑な導入を目指して、最高裁判所と共に、法務省や内閣府が展開している「広報・啓発」活動に付いても、司法権の独立を侵している疑いのあることを指摘しておく。法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成する「裁判員制度広報推進協議会」は、「裁判員制度の円滑な実施のための行動計画」を策定し、二者がそれぞれ、ブックレット等の作成・配布、模擬

裁判、タウン・ミーティングを頻繁に行っている。また、広報用映画やビデオの作成にも熱心で、「評議」、「ぼくらの裁判員物語」・「裁判員 選ばれ、そして見えてきたもの」（最高裁判所）、「裁判員制度——もしもあなたが選ばれたら——」、「総務部総務課 山口六平太 裁判員プロジェクトはじめます!」（法務省）等があり、上映や貸し出しを頻繁に行っている（9）。二〇〇七年六月の新聞は、但木敏一検事総長が、昭和女子大に赴き、「日本人と司法参加」と題した特別講義を行った旨を報じている（10）。問題なのは、こういった「広報・啓発」活動を、裁判所だけではなく、行政府が率先して実施しているという状況である。裁判員は、裁判に参加し、裁判官と同様の任務が委ねられている。そして裁判に関する権限は全て、裁判所に属するのである（憲法七六条一項）。憲法は、例え「広報・啓発」を目的とする行為であっても、行政府が行うことを予定しておらず、司法権の独立を害するものと解すべきであろう。

註

- (1) 日本経済新聞二〇〇七年四月二一日。
- (2) 司法制度改革審議会『前掲書』。
- (3) 高山俊吉『裁判員制度はいらない』（二〇〇六年、講談社）一六一頁。
- (4) 西野『前掲書』一八九頁以下。
- (5) 司法制度改革審議会『前掲書』。
- (6) 司法制度改革審議会『前掲書』。
- (7) 日本経済新聞二〇〇七年八月一四日、
<http://www.saiBanin.courts.go.jp/shiryo/pdf/06.pdf>
- (8) 樋口・佐藤・中村・浦部『前掲書』一一四〇頁。
- (9) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saiBan/070314.pdf>

最高裁判所、法務省いずれが作成したのものにも、有名俳優等が出演している。中でも「裁判員制度」では、野沢大三元法務大臣ご自身が裁判員制度の一人を演じており、「傑作」である。

(10) 日本経済新聞二〇〇七年六月一二日夕刊。

四. おわりに

以上、裁判員制度に関し、被告人と、裁判員及び裁判員資格者の人権という見地から、検討をしてきた。同制度は、既に指摘のあるように、「違憲のデパート」たる様相を呈している(1)。他にも論点は山積しており、例えば、裁判員の守秘義務と裁判員への接触禁止(裁判員法七三条)を巡っては、報道の自由との関連で、重要な問題を孕んでいる。裁判に関する報道が制限されれば、公正な裁判が行われているかどうかを判断する情報を国民から遠ざけ、国民による司法の監視を弱めてしまうからである。「現在の事件報道のあり方に議論はあるが、報道には冤罪防止などの機能もある。取材、報道を規制するだけでは密室司法につながる。司法のルールは大切だが、裁判ですべてが解決するものではない。報道と司法は役割は異なる」という田島泰彦教授の指摘は正当であろう(2)。

また、裁判員制度の創設に伴い、法務省や最高裁判所、文部科学省が推進する「法教育」についても、疑問である。「法教育」は、「法や司法制度は、本来は、法律専門家のみならず国民全体が支えるべきものである上、今後は、司法参加の拡充に伴い、国民が司法の様々な領域に能動的に参加しそのための負担を受け入れる」という意識改革も求められる。そのためには、学校教育を始めとする様々な場面において、司法の仕組みや働きに関する国民の学

習機会の充実を図ることが望まれる。そこでは、教育関係者のみならず、法曹関係者も積極的な役割を果たすことが求められる」として、「司法教育の充実」を主張した『意見書』に端を発すると思われる(3)。

法務省・法教育研究会が作成した「はじめての法教育」を初めとして(4)、各弁護士会等が、既に多数の教材を発表・公刊しており(5)、また、実際に授業を行う学校も出てきている(6)。これら教材の多くに共通する問題は、法とルールを混同しており、「法教育」は、実質に於いて道徳教育と変わらなくなってしまう点である(7)。すなわち、裁判員制度の導入を機縁として本格化しつつある「法教育」は、意識的にか無意識にか、規範教育に陥る傾向を多分に示しており、法の支配原理からも、極めて危険である。法教育を規範教育の部分の如く位置づける考え方は、いみじくも、教育再生会議が、「高い規範意識を身につけさせる」として「徳育」の教科化を提言した同じ報告書の中で、「法教育」の必要性を主張していることに(8)、よく現れている。そして、規律の重視は、新教育基本法が掲げる「道徳心」・「責任」・「公共の精神」(同法二条)、ひいては、自民党新憲法草案における「公益」・「公の秩序」の最優先に繋がるものであることに、注意しなければならぬ(同案一二条)。

ところで、法務省は、二〇〇七年九月一三日、新司法試験の合格者一八五一人を発表した。昨年度よりも八四二人増加しており、受験者総数四六〇七人に対する合格率は四〇パーセントにも上る(9)。周知のように、法曹養成制度の変革は、裁判員制度の創設と共に、司法「改革」の大きな柱である。今後は、「法科大学院で粗製乱造された」法曹が裁判に携わって行くことになる(10)。国選弁護士契約弁護士しか国選弁護を担当できないという「改革」とも相俟って、裁判員制度は、最悪のシナリオとなり兼ねない状

況にある。憲法に反し、「司法への国民参加」の名の下、国民に裁判の責任を負わせる同制度は、実施前に廃止しなければならない。司法「改革」と教育「改革」は、それぞれに関連する審議会等の構成員からして、あたかも財政・構造改革の両輪でもあるかの如きである。また、先に挙げた自民党の新憲法草案が、前文で、「自由かつ公正で活力ある社会の発展」を目指していることは、象徴的である。しかしながら、司法改革及び教育改革は、決して経済改革の僕であってはならない。

註

- (1) 西野『前掲書』九〇頁。
- (2) 日本経済新聞二〇〇七年六月二五日。
- (3) 司法制度改革審議会『前掲書』。
- (4) 法教育研究会編『はじめての法教育』(二〇〇五年、ぎょうせい)、法教育推進協議会著『はじめての法教育Q&A』(二〇〇七年、ぎょうせい)、法務省ホームページ「あなたも裁判員！」
http://www.moj.go.jp/SALBANIN/info/salbanin_kyozai.html
- (5) 横浜弁護士会『法教育テキスト―身近なルールをつくる―実践 DVD 付き』(二〇〇六年)、橋本康弘・野坂佳生編著『「法」を教える』(二〇〇六年、明治図書)等。
- (6) 日本経済新聞二〇〇六年一月二七日、二〇〇六年一月二四日。
- (7) 例えば、橋本・野坂『前掲書』一一五頁以下。
- (8) 教育再生会議第二次報告『社会総がかりで教育再生を』(二〇〇七年六月)。
- (9) 東京新聞二〇〇七年九月一四日。
- (10) 西野『前掲書』一一六頁。